

県営東公園愛護会実施要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、県営東公園 指定管理者 東洋緑地建設㈱(以下「当社」という)が県営東公園(以下「当公園」という)の運営において、来園者の満足度とモラルを高めることを目指すとともに、市民との協働によりスポーツ及び生涯学習の推進を図ることを目的として設置する県営東公園愛護会(以下「愛護会」という)の登録及び活動に関し必要な事項を定めものとする。

(定義)

第二条 この要綱において当公園がその活動を推進、または支援する愛護会とは、前条に規定する趣旨に賛同し協力しようとする者で、第六条に規定する登録証の交付を受けて第九条に規定する活動を行う者をいう。

(愛護会登録資格)

第三条 愛護会として登録する者は、ボランティア活動に積極的に参加する意思のある者とする。中学生以下については親権者もしくは責任者の同意を必要とする。

(登録申出)

第四条 1. 愛護会として登録する者は、県営東公園愛護会登録申出書(以下「申出書」という)を記入後、東公園管理事務所(以下「事務所」という)窓口へ提出して東公園管理事務所所長(以下「所長」という)の承認を受ける。その際、身分証明書を提示する。
2. 中学生以下の登録は、申出書と合わせて同意書を提出しなければならない。申出書は、別紙1のとおりとする。同意書は、別紙2のとおりとする。

(登録期間)

第五条 愛護会の登録期間は、申出日から平成29年3月31日までとする。

(登録証の交付)

第六条 愛護会の登録申出を承認したときは、該当申出者に対し県営東公園愛護会登録証を交付するものとする。

(登録の抹消)

第七条 1. 所長は、愛護会会員が次の各号いずれかに該当したときは、その登録を取り消すものとする。

- 1). 登録者より、登録取消しの申出があったとき
- 2). 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
- 3). 登録者が愛護会会員として不適格であると認められるとき

2. 愛護会会員は、前各号の規定により登録資格を取り消されたときは、速やかに登録証を所長に返還しなければならない。

(愛護会登録名簿)

第八条 所長は、愛護会登録者に関する名簿を作成し、これを管理するものとする。

(活動内容)

第九条 愛護会の活動は、次の各号に定めるものとする。

1. 清掃活動
2. 当公園利用者のマナー向上を啓発する活動
3. 当公園主催で実施されるイベントの補助
4. 植樹・花壇整備などの緑化活動
5. 安全、安心、風紀対策活動
6. その他、上記に付随するもの

(活動日及び活動参加の方法)

第十条 活動日は事務所から電子メール等により通知を行う。活動に参加する場合は事前に事務所に連絡を入れることとする。

(報酬及び交通費)

第十一条 愛護会の活動は無報酬とする。また、活動に要する交通費は自己負担によるものとする。

(附則)

(施工期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施工する。